

平成30年2月15日

平成30年 第1回
組合議会（定例会）会議録

平成30年2月15日(木)南河内環境事業組合議会第1回定例会を
南河内環境事業組合会議室に招集された。

出席者は、次のとおりである。

1	番	議	員	田	中	祐	二	君
2	番	議	員	駄	場	中	大	介
3	番	議	員	山	口	健	一	君
4	番	議	員	三	島	克	則	君
5	番	議	員	峯		満	寿	人
6	番	議	員	須	田		旭	君
7	番	議	員	上	谷	元	忠	君
8	番	議	員	辰	巳	真	司	君
9	番	議	員	山	本	剛	史	君
10	番	議	員	岡	田	英	樹	君
11	番	議	員	西	川	宏	郎	君
12	番	議	員	草	尾	勝	司	君
13	番	議	員	田	中	慶	一	君
14	番	議	員	山	形	研	介	君

説明のための出席者は、次のとおりである。

管	理	者	富	田	林	市	長	多	田	利	喜	君						
副	管	理	者	河	内	長	野	市	長	島	田	智	明	君				
副	管	理	者	大	阪	狭	山	市	長	古	川	照	人	君				
副	管	理	者	河	南	町	長	武	田	勝	玄	君						
副	管	理	者	太	子	町	長	浅	野	克	己	君						
副	管	理	者	千	早	赤	阪	村	長	松	本	昌	親	君				
副	管	理	者	副	市	長	富	田	林	市	副	市	長	谷	口	勝	彦	君
監	査	委	員							奥	田	隆	一	君				

事務局	局長	浅川 浩 君
事務局	次長兼第1清掃工場長 (会計管理者)	山本 典生 君
事務局	次長兼資源再生センター所長	石橋 成元 君
事務局	次長代理兼第2清掃工場長	松本 隆 君
事務局	総務企画課長	西尾 順治 君
書記	総務企画課主幹	辻 彰 君

議事日程は、次のとおりである。

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	承認 第1号	南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて
日程第4	承認 第2号	南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて
日程第5	承認 第3号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて
日程第6	承認 第4号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認

日程第 7	承認 第 5 号	を求めることについて 平成 29 年度南河内環境事業組 合一般会計補正予算（第 2 号） の専決処分につき承認を求める ことについて
日程第 8	議案 第 1 号	平成 30 年度南河内環境事業組 合一般会計予算
日程第 9	監査報告 第 1 号	例月出納検査の結果報告について （平成 29 年度 10 月・11 月・ 12 月分）

(開会 午後 2 時 2 0 分)

議長 (山口健一君)

それでは、お待たせをいたしました。

本日は、定例会を招集されましたところ、議員の皆様にはご多用の
おり、ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

ただいまの出席議員は、14名で、定足数に達しておりますので、只
今から、平成30年第1回南河内環境事業組合議会定例会を開会いたし
ます。

それでは、まず、議事に入ります前に、管理者よりごあいさつをいた
だきたいと思います。

多田管理者。

管理者 (多田利喜君)

それでは、開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成30年第1回南河内環境事業組合議会定例会を招集させて
いただきましたところ、議員の皆様方には、何かとご多用にも関わしま
せず、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、本組合が担っておりますごみ処理、し尿処理の事業は、住民の
方々の日常生活に深く結びついており、清潔で快適な環境づくりに必要
不可欠なものでございます。

このことを、住民の皆様幅広く伝えさせていただくとともに、重要な
役割を果たすべく、施設運営に万全を期してまいりたいと考えておりま
すので、なお一層のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを
申し上げます。

それでは、今議会にご提案申し上げます案件でございますが、条例改
正に伴う専決処分の承認が4件、平成29年度補正予算の専決処分の承
認が1件、平成30年度予算が1件、例月出納検査の結果報告が1件の計

7件でございます。

各案件につきましては、後ほどご説明させていただきますので、何とぞよろしくご審議のうえ、原案どおりご賛同賜りますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（山口健一君）

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。本件は、会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。4番議席の三島克則議員、5番議席の峯満寿人議員の両議員をお願いいたします。

続きまして、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、承認第1号から日程第7、承認第5号までの5件につきましては、いずれも専決処分承認案件でございますので、一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号から承認第5号は、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

ただいま一括上程されました5件の案件につきまして、それぞれ提案の理由並びにその内容をご説明申し上げます。

はじめに、議案書の1頁をお願いいたします。

承認第1号 南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについての提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。まず、提案の理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律が平成29年10月1日付けで改正され、非常勤職員の育児休業について、従前は養育する子が1歳6か月に達するまでとしていたものを、一定の要件を備えた非常勤職員については、子を保育所へ入所させることができなかつたなど特別な事情がある場合には、子が2歳に達する日まで休業ができるようになったことに伴い、富田林市におかれましては平成29年12月市議会におきまして関係条例の一部改正が可決されましたので、本組合も同様に取り扱いいたしたく、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成29年12月25日付で専決処分させていただきましたので、ご承認を求めるものでございます。

次に2頁をお願いいたします。

内容といたしましては、2歳まで育児休業を取得できる非常勤職員は、養育する子が2歳に達する日までに任期の満了等が明らかでないものとしていただきます。

次に、2歳まで育児休業を取得する場合の条件といたしましては、その子の1歳6か月到達日に養育する非常勤職員又はその配偶者が育児休業をしていること。また、1歳6か月以降の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合を規則で定めるものとしていただきます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

承認第1号は、以上でございます。

引き続きまして、議案書の3頁をお願いいたします。

承認第2号 南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについてでございますが、提案の理由は、道路占用料の見直しに関する国土交通省の通達に基づき、富田林市におかれましては、平成29年12月市議会におきまして富田林市道路占用料条例の一部改正が可決されましたので、富田林市道路占用料条例の規定を一部準用しております組合行政財産使用料条例について同様に取り扱いいたしたく、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成29年12月25日付で専決処分させていただきましたので、ご承認を求めるものでございます。

次に、4頁から8頁をお願いいたします。

内容といたしましては、別表中、(3)に規定する電柱、看板、ガスパイプ、水道管その他これらに類するものに使用させる場合の使用料単価の改定を行うものでございます。

また、変動の大きいものにつきましては、激変緩和措置として、平成30年度の使用料単価について附則にて定め、改めるものでございます。なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。承認第2号は、以上でございます。

次に、議案書9頁をお願いいたします。

承認第3号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについてでございますが、提案の理由は、人事院が実施いたしました退職給付に係る官民比較調査の結果、公務員の退職給付額が民間を約3%、78万円程度上回ることを示され、官民の均衡を図るため、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が平成29年12月8日に成立したことを受け、富田林市におかれましては、国の改正に準拠し、平成29年12月市議会において関係条例の一部改正が可決されましたので、本組合も同様に取り扱いいたしたく、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年12

月 25 日付で専決処分させていただきましたので、ご承認を求めるものでございます。

次に、議案書 10 頁をお願いいたします。

内容といたしましては、官民の退職給付の比較結果に基づき、本組合職員の退職手当額を概ね 3 % 程度引き下げるために、その算定に用います調整率を現行より引き下げるものでございます。

条例第 1 条は、職員の退職手当に関する条例附則第 2 項において退職手当の調整率を 0.87 から 0.837 に引き下げるもので、第 2 条は、平成 22 年に制定されました職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例において、前条と同様に退職手当の調整率の改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

承認第 3 号は以上でございます。

引き続きまして、議案書 11 頁をお願いいたします。

承認第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについてでございますが、提案の理由は、平成 29 年の人事院勧告に基づきます国家公務員の給与関係法案が平成 29 年 12 月 8 日に成立したことを受け、富田林市におかれましては、国に準拠し、平成 29 年 12 月市議会において関係条例の一部改正が可決されましたので、本組合も同様に取り扱いたしたく、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 12 月 25 日付で専決処分させていただきましたので、ご承認を求めるものでございます。

その内容でございますが、議案書 12 頁から 17 頁をお願いいたします。

条例第 1 条では、平成 29 年 12 月の勤勉手当の支給割合を 0.85 か月分から 0.95 か月分に、再任用職員については、0.4 か月分か

ら0.45か月分に引き上げるものでございます。

また、附則第6項は、附則第3項で規定されています勤勉手当の減額率を勤勉手当の支給率の引き上げに合わせて改正するものでございます。

次に、別表の改正でございますが、別表第1の一般職給料表を国の改定に準じまして、平均で約0.15%の引き上げを行うものでございます。

次の条例第2条は、平成30年4月からの勤勉手当について、その支給割合を6月、12月ともに0.9か月分に、また、再任用職員については0.425か月分にそれぞれ改めまして、勤勉手当、期末手当を合わせました年間支給割合を一般職員で4.4か月分、再任用職員で2.3か月分とするものでございます。

また、併せまして給与の支給日について、平成30年7月から、その支給日を、16日から21日に改めるとともに、一般職の職員の給与に関する条例附則第3項の給与の減額規定の経過措置が平成30年3月31日で終わりますことから、この項を含めまして関連する附則第4項から第6項までを削除するものでございます。

なお、附則の第1条は、公布日、施行日、適用日を規定するもので、この条例は、公布の日から施行いたしますが、平成30年度以降の勤勉手当に係る改正及び附則の項の削除に関する規定については平成30年4月1日から施行し、給与の支給日の改正については平成30年7月1日から施行いたします。

また、平成29年度における一般職の職員に係る給料表及び勤勉手当の改正については、平成29年4月1日から適用するものでございます。

なお、附則第2条は、給与の内払いの規定で、附則第3条は、管理者への委任規定でございます。また、附則第4条及び第5条は、先に述べました給与の減額規定の経過措置終了に伴い、それぞれの条例の関係する附則項を削除するものでございます。

承認第4号は以上でございます。

引き続きまして、議案書 18 頁をお願いいたします。

承認第 5 号 平成 29 年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分につき承認を求めることについてでございます。

まず、提案の理由でございますが、承認第 4 号の給与条例の一部改正により、職員人件費に係る予算上の所要の措置を講じるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 12 月 25 日付で専決処分させていただきましたので、ご承認を求めるものでございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 199 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 8,506 万 1 千円とするものでございます。

内容につきまして、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案書 26 頁、27 頁をお願いいたします。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費におきまして、事務局、総務企画課職員の人件費 45 万 4 千円を増額するもので、内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

また、下の表の、款 3. 衛生費、項 1. ごみ処理費、目 1. 第 1 清掃工場業務管理費におきまして職員人件費 56 万 3 千円の増額、その下でございますが、目 2. 第 2 清掃工場業務管理費におきましても同様 71 万 5 千円の増額で、内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、28 頁、29 頁をお願いいたします。

同じく衛生費の項 2. し尿処理費、目 1. 資源再生センター業務管理費におきまして、職員人件費 25 万 8 千円増額するもので、内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。恐れ入りますが戻りまして 24 頁、25 頁をお願いいたします。

今回の補正に要します財源といたしまして、款 5、項 1、目 1. 繰越金、節 1. 前年度繰越金にて、今回の補正額の全額、199 万円増額させていただきます。

なお、それ以降の次の30頁から39頁までは、給与費明細書でございます。恐れ入りますが、ご覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

以上で、一括提案いたしました、5件の案件につきましての説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしくご審議のうえ、原案どおりご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（山口健一君）

説明が終わりましたので、まず始めに、承認第1号の質疑をお受けいたします。何かございませんか。

（「なし」の声あり。）

これをもって質疑を終結いたします。

それでは、承認第1号についての討論に入ります。

（「なし」の声あり。）

これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なしの声あり。」）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号の質疑をお受けいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり。）

これをもって質疑を終結いたします。

次に承認第2号についての討論に入ります。

（「なし」の声あり。）

これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号の質疑をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり。)

これをもって質疑を終結いたします。

次に承認第3号についての討論に入ります。

(「なし」の声あり。)

これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号の質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり。)

これをもって質疑を終結いたします。

次に承認第4号についての討論に入ります。

(「なし」の声あり。)

これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号の質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり。)

これをもって質疑を終結いたします。

次に承認第5号についての討論に入ります。

(「なし」の声あり。)

これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号 平成29年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、日程第8、議案第1号 平成30年度南河内環境事業組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷口副管理者副市長。

副管理者副市長(谷口勝彦君)

それでは私のほうから、ただいま上程されました議案第1号 平成30年度南河内環境事業組合一般会計予算につきまして、内容のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書 4 1 頁をお願いいたします。

まず、第 1 条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 億 8 , 9 5 0 万 7 千円と定めております。第 2 条では、一時借入金の最高額を 3 , 0 0 0 万円と定め、第 3 条では、歳出予算の流用について定めております。4 2 頁をお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算の歳入といたしまして、款 1 . 分担金及び負担金から、款 6 . 諸収入までの款、項の金額は記載のとおりでございます。次に、4 3 頁をお願いいたします。

歳出でございますが、款 1 . 議会費から款 5 . 予備費までの、款、項の金額につきましても、記載のとおりでございます。歳入歳出それぞれ合計は 2 1 億 8 , 9 5 0 万 7 千円となっております。

続きまして、4 4 頁以降の、歳入歳出予算事項別明細書により、内容をご説明申し上げます。

まず、財源を含めまして歳出の方からご説明を申し上げます。

5 4 頁、5 5 頁をお願いいたします。

款 1、項 1 . 議会費は、本年度 3 9 7 万円。前年度比 1 3 万 7 千円の減、議員報酬、研修旅費、需用費等でございます。財源はすべて一般財源でございます。

表頭の本年度の財源内訳に記載されております一般財源は、市町村からの分担金でございます。

款 2 . 総務費、項 1 . 総務管理費、目 1 . 一般管理費は 7 , 4 6 0 万 9 千円で、前年度比 6 1 万 4 千円の増で、アルバイト賃金の計上によるものでございます。財源は、繰越金、諸収入、一般財源でございます。

次の頁をお願いいたします。

目 2 . 財産管理費 1 6 万円。前年度比 8 千円の増でございます。

目 3 . 公平委員会費は、前年度と同額の、7 万 2 千円でございます。

目 4 . 監査委員費は、前年度と同額の、1 6 万 8 千円でございます。

目 5 . 環境啓発費は、1 2 7 万 8 千円で、前年度比 6 万 6 千円の減。

主に需用費の減によるものでございます。財源は、目2から目5まですべて一般財源でございます。

次の頁をお願いいたします。

総務費の合計といたしまして7,628万7千円。前年度比55万6千円の増となっております。

次に、款3.衛生費、項1.ごみ処理費、目1.第1清掃工場業務管理費は、7億5,783万3千円。前年度比2,153万円の減で、人件費や需用費などの減額によるものでございます。なお、新規に建築関係防水工事の計上をさせていただいております。財源は、ごみ処理手数料、財産売払収入、繰越金と一般財源でございます。

次の頁をお願いいたします。

目2.第2清掃工場業務管理費は、6億1,984万2千円。前年度比2,659万3千円の増で、主に、退職手当・委託料の増、計装関係工事の新規計上によるものでございます。財源は、ごみ処理手数料、財産売払収入、基金繰入金、繰越金、一般財源でございます。

なお、第1清掃工場、第2清掃工場の共通した事項といたしまして、焼却灰の処分をフェニックス処分場に依存しておりますが、その処分料単価が本年4月1日から、20%の値上げを予定されておりますことから、両施設合わせて、前年度より1,335万8千円の増額となっております。

次に62頁、63頁をお願いいたします。

頁の下の方でございますが、目3.財産管理費は、3億4,603万2千円。前年度比1,784万6千円の減となっております。内容につきましては次の頁をお願いいたします。

主なものとして、節25.積立金でございますが、第2清掃工場基幹的設備改良事業、および第1清掃工場の今後の施設整備にそなえて財源を確保するもの、並びに退職手当の財源を確保するものとして、基金積立てをお願いするものでございます。利子収入の運用益を利用いたしま

して、積立金元金を減額させていただいたことによるものでございます。財源は、基金利子、行政財産使用料、諸収入、一般財源でございます。

目４．残滓処理事業費は、２８９万７千円で、前年度比１３万５千円の増。フェニックス処分場の搬入基地設備の延命化対策等に伴う負担金でございます。財源は、施設整備基金繰入金でございます。

目５．シール印刷等業務管理費は、１，１６２万１千円で、前年度比４９万７千円の減でございます。財源は、市町村からの負担金でございます。

ごみ処理費合計といたしまして、１７億３，８２２万５千円でございます。前年度比１，３１４万５千円の減となっております。

続きまして、款３．衛生費、項２．し尿処理費でございますが、目１．資源再生センター業務管理費は、１億８，８１８万７千円。前年度比２，０４３万９千円の増で、退職手当の増額によるものでございます。財源は、財産売却収入、基金繰入金、繰越金、一般財源でございます。

次の６６頁、６７頁をお願いいたします。

頁下の、目２．財産管理費は、１億３，９４０万１千円。前年度比１３万円の増となっております。節２５．積立金でございますが、施設整備として、搬入量減少対策および基幹的設備の更新に備えるための基金の積立て、並びに、退職手当基金の積立てが主なものでございます。財源は、基金利子、行政財産使用料、諸収入と一般財源でございます。

次の６８頁、６９頁をお願いいたします。

し尿処理費合計といたしまして、３億２，７５８万８千円。前年度比２，０５６万９千円の増となっております。

記載はございませんが、衛生費合計といたしましては、２０億６，５８１万３千円。前年度比７４２万４千円の増となっております。

次に、款４．項１．公債費、目１．元金は２，７７４万７千円。前年度比１６万４千円の増。

目２．利子は６９万円。前年度比１６万２千円の減となっております。

公債費合計といたしまして、2,843万7千円。前年度比2千円の増となっております。財源は、繰越金と一般財源でございます。

次に、款5、項1. 予備費は、1,500万円。前年度と同額でございます。すべて一般財源でございます。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

次に、恐れ入りますけれども、戻っていただきまして、議案書、48頁、49頁をお願いをいたします。

ここから、歳入でございますが、先に、歳出のところでご説明をさせていただきましたが、もう少し詳しく歳入をご説明させていただきます。

款1. 分担金及び負担金、項1. 分担金の計の欄でございますが、19億3,469万3千円。前年度比5,753万3千円の減。各市町村からの分担金で、施設費分担金、管理費分担金、共通事務費分担金のすべてにおいて減となっております。

次に、項2. 負担金のシール印刷等業務負担金は、1,162万1千円。前年度比49万7千円の減でございます。ごみシールの印刷経費等を、各市町村にご負担いただくものでございます。

次に、款2. 使用料及び手数料、項1. 使用料、398万9千円。主に、行政財産における駐車場等の使用料でございます。

次に、項2. 手数料は、ごみの一般持込み手数料で、7,346万7千円、前年度比114万7千円の減となっております。

次に50頁、51頁をお願いをいたします。

款3. 財産収入、項1. 財産運用収入、利子及び配当金ですが、459万2千円。施設整備基金及び退職手当基金積立金のごみ処理・し尿処理における定期預金利子でございます。項2. 財産売払収入は195万円。前年度比17万2千円の増でございます。副産塩、屑鉄等の売却収益でございます。

款4. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 施設整備積立基金繰入金は289万7千円。前年度比13万5千円の増でございます。フェニックス

ス処分場関係に伴う施設整備基金の取り崩しによるものでございます。
目 2 . 退職手当積立基金繰入金は、4,608万4千円。前年度の計上
はございませんので、計上額が増額となっております。退職者2名分の
退職手当基金の取り崩しによるものでございます。

款 5、項 1 . 繰越金は、1億1千万円。前年度比2千万円の増でござ
います。前年度繰越金でございます。

次の頁をお願いいたします。

款 6 . 諸収入、項 1 . 雑入は21万4千円。前年度比3万3千円の減
でございます。

歳入は、以上でございます。

次に、飛んでいただきまして70頁から83頁は給与費明細書。

84頁から85頁は債務負担行為の調書、86頁、87頁は地方債の
調書でございます。そして、88頁から93頁は分担金の調書ござい
ます。

まことに勝手ながら、ご覧をいただきまして、説明は省略をさせてい
ただきます。

以上、簡単ではございますけれども、平成30年度一般会計当初予算
のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議をいただきまし
て、原案のとおり御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（山口健一君）

それでは、説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

三島克則君。

3番議員（三島克則君）

よろしくお願いたします。議案書の65頁の節25. 積立金で、施
設整備基金積立金のところであります。これは第2清掃工場の改修のと
ころだと思っておりますけれども、これに対して、この基金積立に対して異

論はないのですけれども、この昨年の8月の定例会で、地球温暖化対策実行計画という資料をいただいたのですけれども、その中身として組合の地球温暖化対策実行計画の計画目標の最終年度であります平成32年度で、ごみ処理量の4.9パーセント削減というところが目標とされているのですけれども、これを照らし合わせていきますと、この事業組合の6市町村の人口減少等があります。そのなかで実行計画の4.9%を達成するのであれば、この第2清掃工場の大規模改修等は、僕の勝手な考えなのですけれども、必要ではなくなるのではないかと思うのですけれども、この計画に照らし合わせて、事業組合の所見、どのようにお考えなのかをお聞きさせていただきます。

議長（山口健一君）

浅川事務局長。

事務局長（浅川 浩君）

お答えさせていただきます。今、地球温暖化対策実行計画に基づいて、ごみの減量予測を組合のほうでさせていただいております。平成27年度基準年度から4.9%の減、これにつきましては、実際の焼却量82,604トン処理するという予測でございます。これは平成32年度でございます。それで、私共の施設につきましては、第1清掃工場、第2清掃工場の2施設でございます。第1清掃工場につきましては、施設の年間最大処理能力が76,140トン、第2清掃工場につきましては、年間55,100トンの処理能力を有しております。現状、平成28年度の搬入量は、組合全体で85,380トンでございますので、当然この現状でございましたら、2施設が必要でございます。また、さきほど地球温暖化対策実行計画の目標年度の32年度におきまして、82,604トン、これにつきましても、第1・第2清掃工場の2施設が必要となるということでございます。また、今から先、約10年先の平成40年度

の搬入量の予測でございますが、年間78,600トンと組合で予測させていただいておりますが、この約10年先の将来でも、処理能力、最大処理能力からして、2施設が必要となるというふうな見解を持っております。また、施設整備といたしましては、第2清掃工場が稼動を開始してから、約18年が経過しており、そのようななか、一般的には、このような施設は、稼動後15年から20年程度が寿命と言われております。ということで、平成26年度に、第2清掃工場の設備に関する精密機能検査を専門の業者に委託し、その結果、施設については、定期整備等で全体的に良好な状態であり、経年的な処理能力の低下は見られないが、今後基幹的な設備の改良工事を行うことにより、引き続き第2清掃工場の運営を行っていくことが有効であるということでございました。また、第1清掃工場におきましても、大規模改修をさせていただいてから、約十数年たっておりますが、今後、精密機能検査を実施し、その結果を得て、施設整備の考え方をまとめていきますが、この2施設について、それぞれ適切な時期に改修をかけさせていただいて、引き続き2工場体制でごみ処理をさせていただきたいというふうに、組合として考えております。以上でございます。

議長（山口健一君）

三島議員。

3番議員（三島克則君）

ありがとうございます。なぜ、このように質問をさせていただいたかという、さきほども少し述べさせていただきました。人口減少という問題があります。人口が増えるかという、それは未知数であります。であるならば、市民の方も、また各市町村の職員の皆様も、担当課の皆様も、ごみの削減を非常に努力されております。それならば、大規模改修によりまして、将来的にまた、各市町村とも、恐らく財政状況も厳しい

ところでもあると思うのです。この改修をした後には、償還金等も膨らんでくると思います。そのなかで、どうなのかなというところで、提起させていただいたところがあります。また、しっかりとこの実行計画に照らし合わせて、最終的にどうなのかというのを、もう一度きちっとした将来設計をしたうえで、もう一度考えて見るべきだと、提起させていただくために、僕はこの質問をさせていただきました。この積立金に関しては、全く異論ありませんので、その点だけご理解ください。よろしく願いいたします。以上、終わります。

議長（山口健一君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり。）

これをもって質疑を終結いたします。

それでは、議案第1号についての討論に入ります。

（「なし」の声あり。）

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成30年度南河内環境事業組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、監査報告第1号 例月出納検査の結果報告についてを議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

奥田監査委員。

監査委員（奥田隆一君）

ただいま上程されました監査報告第1号、例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、私からご報告申し上げます。

峯監査委員とともに平成29年度10月分から12月分の出納状況につきまして、それぞれ各月分ごとに、検査を実施いたしましたところ、出納報告及び諸帳票並びに現金在高がそれぞれ符合し、正確でありました。以上例月出納検査結果の結果報告とさせていただきます。

以上でございます。

議長（山口健一君）

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり。）

質疑がないようでございますので、本件についてはこれで終結いたします。

これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、閉会を前に、管理者よりごあいさつをいただきます。

多田管理者。

管理者（多田利喜君）

それでは、閉会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、ご提案申し上げました平成30年度予算をはじめ、各案件につきまして、慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおり御議決並びにご賛同を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本組合におきましては、これからも、施設の適正な維持管理に努めてまいりますとともに、より効率的かつ効果的な事務の執行に向けて、関係市町村と協力をしながら、理事者並びに職員が一丸となって、全力で取り組む所存でございます。

今後とも、議員の皆様方には、引き続き、ご理解とご協力を賜ります

ようお願いを申し上げます、まことに簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

議長（山口健一君）

ありがとうございました。

閉会に当たり、私からも一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、提出されました議案に対して慎重なご審議と議事進行へのご協力、本当にありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

また、最近は非常に厳しい寒さとともに、インフルエンザも蔓延しておりますので、健康には十分ご留意をいただきまして、今後ご活躍いただきますよう祈念申し上げます、閉会に当たりましての一言ごあいさつとさせていただきます。

それでは、これをもちまして、平成30年第1回 南河内環境事業組合議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

（閉会 午後3時5分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

南河内環境事業組合議会

議 長 山口 健一

議 員 三島 克則

議 員 峯 満寿人